

柏市環境配慮指針



市民の環境配慮指針… P 1
事業者の環境配慮指針… P 15

柏市

※柏市環境配慮指針は、市のホームページからも見る事が出来ます。

市民の環境配慮指針

21世紀が環境の世紀といわれる中，地域から地球規模の環境を守り，将来の世代に引き継いでいくためには，現在を生きる私たち一人ひとりが身近なところから環境にかかわり，環境の保全に向けて積極的に取り組むことが求められています。

この環境配慮指針は，規制や基準を定めるものではなく，環境基本計画の望ましい環境像「共に生きるために，環境を守り，育て，伝えるまち 柏」を実現するため，市民が環境保全活動に取り組むための具体的な行動計画として，日常生活の中で環境に配慮すべき事項を「自然環境・生活環境・快適環境・地球環境・市民との協働」に分けて示しています。

この指針に示す配慮事項のほか，市民一人ひとりが生活の中でのアイデアを家庭や地域へと広げ，事業者，市とともに環境と共生するまちづくりへ参加することも期待しています。

自然環境

多様な生物が生息できる環境を目指し、豊かで魅力ある自然環境保全に努めます。

- 水と緑の保全・活用
- 生物多様性の保全・再生

■《農地や樹林地の保全》

水、緑、土壌が環境保全に果たす役割について学習しましょう。

動植物の生息に必要な自然環境について学習しましょう。

身近な農地や里山に生息する動植物を調べてみましょう。

自然の保護活動に参加しましょう。

自然観察会などに参加しましょう。

自然保護活動をしている団体を調べるには？

- ・千葉県や柏市のホームページで検索する。
県：<http://www.pref.chiba.lg.jp/>
市：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>
- ・近隣センターなどに設置されている公共施設予約のための利用者端末を利用する。



■《水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全》

動植物などをむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。

野生生物の保護活動に参加しましょう。

動植物を傷つけるのはやめましょう。

休日は自然に親しむようにしましょう。



柏の自然

柏市内で身近に感じられる貴重な動植物や優れた自然景観に出会える場所を「柏の自然ウォッチング」で紹介しています。

- ・利根運河エリア
- ・利根川エリア
- ・こんぶくろ池・正連寺エリア
- ・大堀川流域エリア
- ・増尾城址・広幡八幡エリア
- ・柏市南部エリア
- ・大津川河口エリア
- ・若白毛谷津エリア
- ・手賀の丘公園周辺エリア
- ・手賀・布瀬エリア

「柏の自然ウォッチング」は、環境政策課，行政資料室，行政資料コーナー，各出張所で販売しています。

販売価格：300円（税込み）

<問い合わせ>

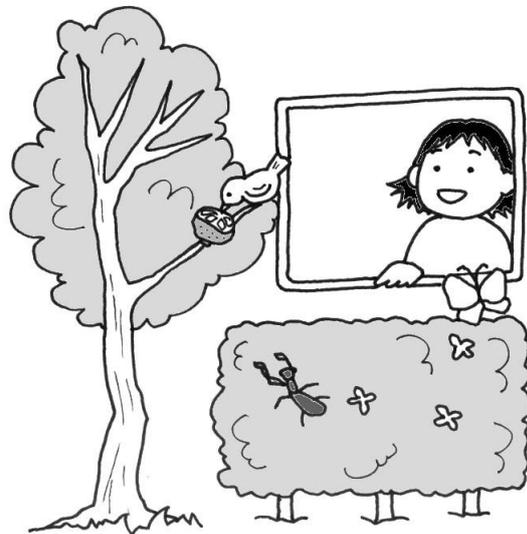
柏市役所 環境政策課 7167-1695

■ 《多様な生物生息空間の復元・回復》

身近に生息する動植物に関心を持ち、調べてみましょう。
生け垣や石組などで野鳥や昆虫などの生息できる場所を確保しましょう。
除草剤や殺虫剤などの使用は控えましょう。

住宅地で見られる鳥

- ムクドリ
- ヒヨドリ
- メジロ
- セキレイ
- ツバメなど



■ 《貴重な種の保全》

貴重な動植物が多く生息する樹林や水辺には立ち入らないようにしましょう。
市内の貴重な動植物を調べてみましょう。
メダカやカタクリなどの貴重な動植物を持ち帰らないようにしましょう。
貴重な動植物を見つけたら、市に情報提供しましょう。

貴重な動植物を知るには？

- 日本国内の絶滅の危機にある動植物は、環境省自然環境局生物多様性センターのサイト (<http://www.biodic.go.jp>) で調べることができます。
- 柏市内の希少・貴重な動植物は、次の資料で確認できます。
千葉県レッドデータブック（動物編・植物編）
柏市生きもの多様性プラン（p.47～p.54）
<http://www.city.kashiwa.lg.jp/ecocite/keikaku/jisshikeikaku/p008317.html>

■ 《特定外来生物対策》

外来生物を海外から持ち込まないようにしましょう。
他の地域に生息する動植物を市内に放したり植えたりするのはやめましょう。
アライグマ、カミツキガメ、オオキンケイギクなど特定外来生物を見かけたら、市に情報提供しましょう。
オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物を捕獲したら、放流しないようにしましょう。

特定外来生物とは？

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるとして環境省が指定している生物のこと。
- 特定外来生物や外来生物を見かけたときの対処法などは、環境省自然環境局のサイト (<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>) で調べることができます。

生活環境

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

- ごみの減量，資源循環の推進
- ごみの適正処理
- 安全な生活環境の維持

《3R（廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用）の推進》

物を大切にし、ごみを出さないようにしましょう。

過剰な包装は断りましょう

買物袋を持参して買物をしましょう。

できるだけ使い捨て商品の購入を避け、詰め替え容器のものを選びましょう。

エコマークなど環境ラベルを参考に、環境にやさしい商品を選んで購入しましょう。

生ごみは、水をよく切って出しましょう。

ごみの出し方などのルールを守りましょう。

トレイや紙パック類などは、小売店で行っている分別回収に協力しましょう。

空き缶や包装紙などのリサイクルに協力しましょう。

フリーマーケットなどを利用して再利用を進めましょう。

コンポストや生ごみ処理機を導入し、生ごみなどの堆肥化に取り組みましょう。

破損した部品の修理や不要品の交換などにより物を長く使いましょう。

<<主な環境ラベル>>

再生紙使用マーク



古紙配合率を示す自主的なマーク。ごみ減量化のために設立された3R活動推進フォーラムで定められました。

グリーンマーク



紙のリサイクルを推進するため、古紙を再利用した紙製品に表示されています。

エコマーク



生産から廃棄までの段階で環境にやさしい商品に表示されています。正式なラベルには、製品の詳細内容と認定番号がっています。

統一省エネラベル



家電製品など、家庭向けのエネルギー消費機器の省エネ性能を表示するラベルです。

生ごみ処理容器等購入補助制度

コンポスト，機械式の生ごみ処理機，EM菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器などの「生ごみの量を減らしたり堆肥化したりするもの」について，購入費の一部を補助しています。

<問い合わせ>

柏市廃棄物政策課 7167-1140 ※購入前にご相談を。

循環型社会を形成しよう！

循環型社会形成推進基本法において，製品などがごみとなることを抑制すること，また，ごみとする前に，循環資源とし再使用・再利用すること，更に，ごみとなってしまった場合は，適正な処理をすることなどが定められています。

この基本法をもとに，家電製品，自動車，容器包装，建設資材などのリサイクルや廃棄物の適正処理に関する様々な法令が整備されています。

■《手賀沼の浄化》

生活排水対策(調理くずや食用油を流さないなど)をしましょう。

手賀沼浄化に関心を持ちましょう。

公共下水道が整備されていない地域では，合併処理浄化槽を設置しましょう。

公共下水道が整備された際は，接続手続きをとりましょう。

河川や身近な水路などの清掃活動に参加しましょう。

油の流出などによる川や水路の汚れなどを市へ通報しましょう。



家庭でできる浄化対策

- ・ 流し台に三角コーナーや水きりネットをセットし，調理くずなどを流さないようにしましょう。
- ・ 食器の油は紙などで拭き取ってから洗いましょう。
- ・ 洗濯は，石けんや洗剤を決められた量を計って使用し，洗濯機には糸くずなどのくず取りネットをつけましょう。
- ・ 定期的に側溝や排水路の清掃をしましょう。
- ・ 浄化槽の定期的な清掃など適正な管理をしましょう。

なにげなく流しているものが、大切な川をこんなに汚しています



出典：手賀沼水環境保全協議会

《大気汚染対策の推進》

家庭ごみや落ち葉などを屋外で焼却（野焼き）しないようにしましょう。酸性雨の原因とされる窒素酸化物，硫黄酸化物などを減らすため，化石燃料の使用を抑制しましょう。

野焼きとは？
 地面に掘った穴やドラム缶などでごみを焼却することです。
 柏市では，法で禁止されているもののほか，柏市ダイオキシン類発生抑制条例で，煙や臭いなどにより周辺の生活環境が損なわれるような場合は，野焼きを止めるよう指導を行っています。



《有害化学物質の排出抑制》

有害物質について学びましょう。
 農薬の使用は，必要最低限にしましょう。
 農薬や塗料を使用するときは，使用上の注意を守りましょう。
 農薬や塗料を廃棄するときは，製造・販売元に相談しましょう。
 シックハウス症候群などの原因となる化学物質を含む建材等の使用を避けましょう。

■ 《自然の水循環の確保と増進》

庭など敷地内に土や芝の部分を多くしましょう。

駐車場を浸透性舗装にしましょう。

住宅に雨水浸透ますを設置しましょう。

ゆう水の維持・管理活動に参加しましょう。

■ 《そのほか生活環境負荷低減の推進》

テレビ・音響機器や楽器などの音で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

エアコンの室外機は、近隣の迷惑にならない場所に設置しましょう。

家庭菜園などで悪臭を発生させないように施肥に注意しましょう。

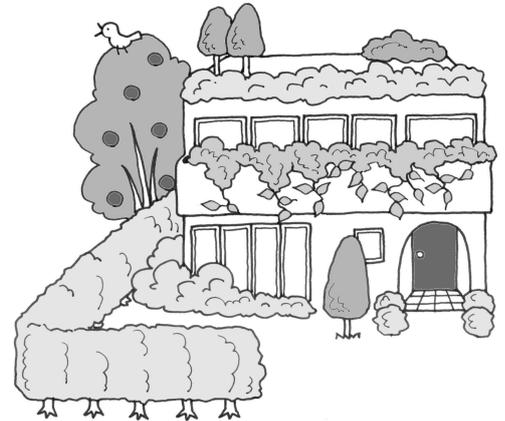
快適環境

景観や環境資源に親しみ，快適で魅力あふれる住環境形成に努めます。

- 緑と潤いの創出，景観の向上
- 土地の適正な利活用
- 環境資源の活用

■ 《公園の整備と樹林地の保全・活用》

生け垣や樹木などにより住宅を緑化しましょう。
住宅の屋上や壁面を緑化しましょう。
地域の緑化活動に協力しましょう。
公園・緑地の管理に協力しましょう。
公園のごみは持ち帰りましょう。



■ 《身近な水辺の整備》

水辺のごみは持ち帰りましょう。
水辺の清掃活動に参加しましょう。



■ 《農地や里山・里地の活用》

地元の農産物を知り，積極的に購入しましょう。
里山の保全活動に参加しましょう。
里山に親しみ，樹木，草花，動物などを大切に見守りましょう。



■ 《都市景観への配慮》

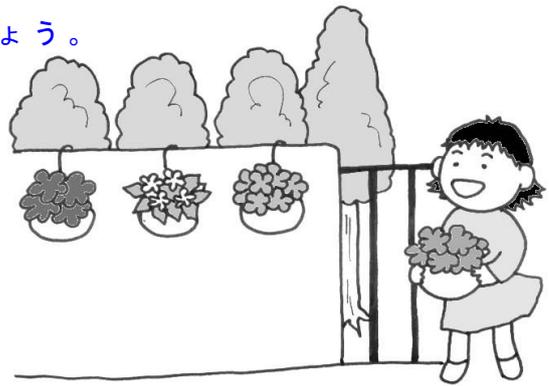
住宅や塀などまちの景観づくりに参加しましょう。
カシニワ制度に参加しましょう。

カシニワ制度とは？

柏市内で市民団体等が手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や草地等）並びにオープンガーデンを「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置づけ、カシニワの創出や活用に対して様々な支援を行う制度。

<問い合わせ>

柏市公園緑政課 7167-1148



■ 《環境美化の推進》

ごみゼロ運動など、まちの環境美化活動に参加しましょう。
空き缶やタバコの吸い殻などのぼい捨てはやめましょう。
不法に投棄されているごみを発見したら、市に連絡しましょう。
定期的に除草するなど、あき地を適正に管理しましょう。

ぼい捨てとは？

公共の場所や他人の土地に、空き缶、タバコの吸い殻や紙くずなどを捨てることです。

柏市では、法で定めるほか、柏市ぼい捨て等防止条例でぼい捨てを禁止しています。

<問い合わせ>

柏市環境サービス課 7167-1139

地球環境

地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

- 低炭素ライフへの転換
- 低炭素街づくりの推進
- 適応策を含めた新たな取組の検討・実施

■ 《温室効果ガス排出量の削減》

電気、燃料、水の有効利用と節約をしましょう。

地産地消を心がけましょう。

住宅の新築や改築の際は、省エネルギー化や再生可能エネルギーを利用しましょう。

家電製品を買い換えるときは、省エネルギータイプのものにしましょう。

住宅に太陽光発電・太陽熱温水器・家庭用燃料電池などを導入しましょう。

フードマイレージと地産地消

食料の生産地と消費地が遠くなると輸送によるエネルギーの消費によるCO₂排出など地球環境に大きな負荷となる考え方で、重量×距離で表される。フードマイレージを小さくする取組として地産地消（地域で生産されたものをその地域で消費すること）が望ましいとされています。

本市では、農産物の直売所の設置や学校給食での地元農産物の利用に取り組んでいます。

■ 《省資源・省エネルギーの推進》

部屋を出るときは、テレビや照明などのスイッチをこまめに切りましょう。

電化製品を使用しないときは、主電源を切りましょう。

掃除機やエアコンのフィルターを掃除してエネルギー効率を高めましょう。

エアコンの設定温度は、夏28℃・冬20℃を目安にしましょう。

カーテンなどを利用して冷暖房効果を高めましょう。

屋外照明は必要最小限にとどめましょう。

石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、こまめに掃除しましょう。

節水コマを使用しましょう。

風呂の残り湯を洗濯などに利用しましょう。

洗顔や歯磨きなどの際は、水を流し放しにしないようにしましょう。

■ 《自動車交通対策の推進》

車を運転するときは、エコドライブを心がけましょう。

低公害車など環境に負荷の少ない車を利用しましょう。

自動車の購入や使用に当たっては、低公害車を優先して選択しましょう。

公共交通機関を利用しましょう。

近距離のときは、徒歩や自転車で移動しましょう。

同じ方向に移動するときは相乗りしましょう。

自動車は駐車場に、自転車は駐輪場にとめましょう。

低公害車とは？

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない，またはまったく排出しない，燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のことです。

低公害車の普及は自動車から排出されるCO₂の削減だけでなく，自動車に起因する大気汚染問題への対応としても大変有効とされています。

エコドライブ10のすすめ

① ふんわりアクセル『eスタート』
「やさしい発進を心がけましょう」

② 加速度の少ない運転
「車間距離は余裕をもって，交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう」

③ 早めのアクセルオフ
「エンジンプレーキを積極的に使いましょう」

④ エアコン使用を控えめに
「車内を冷やし過ぎないようにしましょう」

⑤ アイドリングストップ
「無用なアイドリングをやめましょう」

⑥ 道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして，渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう」

⑦ タイヤの空気圧をこまめにチェック
「タイヤの空気圧を適正に保つなど
確実な点検・整備を実施しましょう」

⑧ 不要な荷物は積まずに走行
「不要な荷物を積まないようにしましょう」

⑨ 駐車場所に注意
「渋滞などをまねくことから，違法駐車はやめましょう」

⑩ 自分の燃費を把握しよう
「車に装備されている燃費計等を活用しましょう」

出典：エコドライブ普及推進協議会

■《そのほか地球環境保全対策の推進》

紙類の使用はできる限り抑制し，古紙配合率が高いものを使用しましょう。

冷蔵庫，エアコンを廃棄する際は，小売店に回収してもらいましょう。

ノンフロンタイプの家電製品を購入しましょう。



コラム

省エネによる CO₂削減効果 (単位:gCO₂/日・人)

具体的行動		削減量	備考
エアコン	暖房 2℃低くする	114	2.5 か月使用
	暖房使用時間を 1 時間減らす	44	2.5 か月使用
	冷房を 2℃高くする	99	2.5 か月使用
	冷房使用時間を 1 時間減らす	31	2.5 か月使用
	フィルターをこまめに清掃する	37	エアコンの効果を上げるための作業
こたつ	設定を強から中にする	25	2.5 か月使用
	掛け布団, 敷布団の併用する	15	2.5 か月使用
LED	点灯時間を短くする	2	1 日 1 時間短くすると仮定
液晶 TV	不要時は消す	7	1 日 1 時間短くすると仮定
デスクトップ PC	不要時はシャットダウンする	16	1 日 1 時間短くすると仮定
	モニタの電源を「OFF」から「システムスタンバイ」にする	6	スタンバイ時間 3.25 時間/週
ノート PC	不要時はシャットダウンする	3	1 日 1 時間短くすると仮定
	モニタの電源「OFF」から「システムスタンバイ」にする	1	スタンバイ時間 3.25 時間/週
冷蔵庫 (400L)	ものを詰め込みすぎない	22	満タンと半分の場合の比較
	無駄な開閉をしない	5	開閉回数を半分にすると仮定
	開ける時間を短くする	3	20 秒から 10 秒に減らすと仮定
	設定温度を強から中にする	31	
	壁から離す	22	
給湯器	ガス給湯器の温度を 2℃下げる	34	
レンジ	下ごしらえにガスコンロではなくレンジを活用する	142	
電気ポット	長時間使用しないときは再沸騰する	142	6 時間保温と, OFF にして再沸騰した場合の比較
ガスコンロ	鍋から火がはみでないようにする	6	1 日 3 回, 強火から中火にする
	火をかけるときは水滴をふき取る	1	
	わかすときは鍋にふたをする	9	
	料理時は落としぶたをする	58	
風呂給湯器	入浴は間隔をあけない	102	2 時間放置したお湯 200L を追っただき
	シャワー使用時間を短くする	88	45℃, 1 分短縮
便座	不使用時はフタを閉める	18	開けっ放しのときと閉めたとき
	温度設定を中から弱にする	13	さらに冷房期に OFF にする
洗濯機	まとめて洗う	3	1 回の洗濯量を 2.4kg から 4.8kg へ
	風呂の残り湯を使用する	8	
全般	主電源をこまめに切る	77	待機消費電力量が 50% 減ると仮定
買い物, ゴミ	マイバッグ持参, ごみになるものを減らす	74	
	水筒を持ち歩きペットボトル不使用	8	
	廃プラスチックのリサイクル, ごみの分別を徹底する	61	
	マイ箸を使用する	1	
合計		1,045	エアコン, こたつについては 5/24 倍 フィルター清掃は 5/12 倍

(出典: 環境省)

1 人が上記省エネ行動を行ったときの年間削減量 (kgCO ₂)	381
2020 年の柏市の予測人口(人)	416,840
市民の約 3 分の 1 が実施した場合の年間削減量(トン CO ₂ /年) ⇒2020 年度の削減目標量 27.5 万トン CO ₂ の 2 割強に相当	57,285

市民との協働（情報発信と協働）

様々な手段を活用した情報提供・発信・受信するための取組を推進し、関係者間で相互に環境情報を共有します。

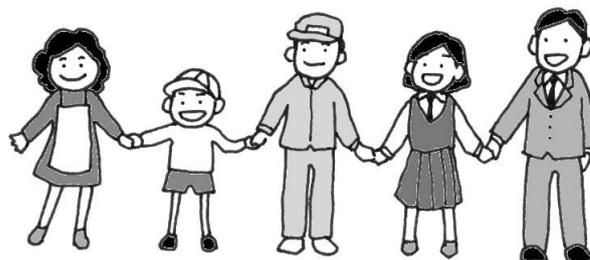
- 協働の推進
- 市民との協働
- 民間団体活動の促進

■ 《市民参加型環境保全事業の推進》

自然環境調査などに参加しましょう。

近隣の人に地域の環境保全活動への参加を呼びかけましょう。

効果的な環境保全活動や施策を市に提案しましょう。



■ 《市民・事業者による環境を中心としたまちづくりの推進》

家庭で環境問題について話し合うなど、環境から受ける恩恵について考えましょう。

家庭で省資源・省エネルギーなどの環境保全活動を計画的に実践しましょう。

■ 《市民活動の育成・支援》

環境保全活動のリーダーシップを取りましょう。

市民、N G O、民間団体が活動の連携やお互いの支援をしましょう。

■ 《市民ネットワークの確立と拠点整備》

環境保全活動を推進する組織をつくりましょう。

環境保全活動組織の活動に協力しましょう。



■ 《学校における環境学習の推進》

学校における環境学習に協力しましょう。

学校でのビオトープづくりを手伝いましょう。

農業体験や水辺、自然を教材とした環境学習に参加しましょう。



■ 《地域社会における環境学習の推進》

環境に関する知識を広めましょう。

環境に関する講座やシンポジウムに積極的に参加しましょう。



■ 《環境に関する情報の提供と共有化》

環境に関する情報を収集・提供しましょう。

新聞・テレビ・インターネットなどからの環境情報を積極的に集めましょう。

市や関係機関に環境情報を提供しましょう。

■ 《県や近隣市町との連携による環境保全対策の推進》

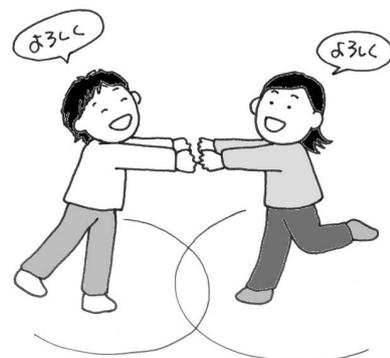
市外に出かけたときも環境に配慮しましょう。

■ 《総合的な環境行政の推進》

環境保全施策の計画立案に参画しましょう。

環境保全施策の運用管理に参画しましょう。

環境保全施策の取組に関心を持って、意見を言いましょう。



事業者の環境配慮指針

地域から地球規模の環境を保全することが求められている中で、事業者は、地域社会の一員として、環境保全に向けた積極的な取組が求められています。

この環境配慮指針は、それぞれの事業者が事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示し、環境保全活動を一層促進することを目指しています。また、この指針に示す配慮事項のほか、更なる環境配慮にも独自に取り組み、市民、市とともに環境と共生するまちづくりへ参加することも期待しています。

《本指針の構成》

- 1 オフィス活動における取組
- 2 事業活動における取組を環境基本計画の基本目標毎に「共通事項、事業の形態別」として示しています。

＜共通事項＞

全ての事業者が実践すべき取組を示しています。

＜事業の形態別＞

共通事項のほか、それぞれの業種において実践すべき取組を示しています。なお、事業の形態は、次のとおりです。

建設業：土地の改変や建築物の建設に係る事業で、計画、設計、施工の各段階

製造業：ものの製造を行う事業

商業：卸売業、小売業などの物品の販売を行う事業

飲食業：飲食を提供するサービス業

サービス業：サービスを提供する事業

運輸業：運送業、倉庫業などの物流事業

農業：農作物の生産

千葉県では、環境影響評価法や千葉県環境影響評価条例の対象事業のほか、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について事前の環境影響評価を要請しています。

この指針は、その対象とならない事業においても、環境保全措置の検討に活用されることを目指しています。

オフィス活動における取組

様々な事業活動の中で、共通する活動としてオフィス活動があります。

オフィス活動における省資源，省エネルギーなどの環境配慮は，日常的な活動として容易に取り組むことが出来るとともに，地域からの地球環境の保全に大きな役割を担っています。

ここでは，市役所で取り組んでいる「柏市エコアクションプラン」の取組を例としてオフィス活動の中で配慮する事項を示していますが，それぞれの事業の中で創意工夫して実践することが重要です。

<常時行う省エネ行動>

1. 設備更新・建物の新築・改修による省CO₂化
柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行（参考）
2. 公用車の省CO₂化
 - ①環境にやさしい低燃費の自動車の導入
 - ・ハイブリッド自動車
 - ・電気自動車
 - ・プラグインハイブリッド自動車
 - ・クリーンディーゼル自動車
 - ・低燃費かつ低排出ガス軽自動車への転換
 - ②エコドライブの実践
3. 徒歩，自転車，公共交通機関利用通勤の推奨
4. 出張時の公共交通機関の使用
5. 冷暖房の効率的な使用
 - ①断熱窓の設置（柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行による）
 - ②冷暖房の温度は冷房時28℃，暖房時20℃に設定
6. 照明機器の適正管理
 - ①LED照明へ転換（柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行による）
 - ②昼休みの室内の消灯
 - ③残業時の不要箇所の消灯
 - ④定期的な照明器具の清掃
 - ⑤ノー残業デーの実施
7. エレベーターの使用抑制
1～2階の移動時のエレベーター使用抑制
8. 節水の徹底
9. OA機器等の適正管理
 - ①不使用時の電源OFFの徹底
 - ②退庁時にコンセントを抜く
10. コピー用紙の使用の抑制
 - ①必要以上のプリントの禁止

② 裏紙の活用

1 1. 事務用品の使用

繰り返し使用できる事務用品の活用

1 2. グリーン購入の推進

1 3. 3 R の活動

①リデュース（資源消費を減らす）⇒過剰包装を断る

②リユース（再利用する）⇒不要な紙はメモ用紙として使う

③リサイクル（再生利用する）⇒古紙，古布は資源回収に出す

1 4. 環境保全活動への参加

職場内外の環境保全活動への積極的な参加

1 5. ごみ削減意識の向上

マイ箸の使用

< 電気使用ピーク時（夏季（7月～9月），冬季（12月～2月））に行う省エネルギー行動 >

1. ヒートアイランド対策の実施

①カーテン，ブラインドの使用による冷暖房負荷の軽減

②緑のカーテンの設置による冷房負荷の軽減

2. クールビズ，ウォームビズの導入

夏は軽装，冬はプラス1枚で，服装による暑さ，寒さの調整

柏市エコアクションプランとは？

公共施設から排出される温室効果ガスを削減する為，平成12年度以降，全ての職員が取り組むべき省エネ行動（ソフト面），高効率機器の積極的な導入策（ハード面）等の規範として「柏市エコアクションプラン」を実践しています。

詳しくは，以下のURLをご参照ください。

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/ecosite/keikaku/jisshikeikaku/p001020.html>

自然環境

多様な生物が生息できる環境を目指し、豊かで魅力ある自然環境の保全に努めます。

- 水と緑の保全・活用
- 生物多様性の保全・再生

■《農地や樹林地の保全》

自然環境に配慮した事業活動を推進します。

自然の保護活動に参加します。

土地の改変や建築物の建設に当たっては、発注者と施工者が自然の改変を最小限にとどめるよう協議します。

<建設業>

計画段階から生物の生息生育空間、生態系への影響を最小限にとどめます。

計画段階で貴重な種の生息地の情報を収集し、自然の改変を最小限にとどめます。

連続した樹林地、生物の生育・生息域の分断を最小限にとどめます。

地形改変量や土砂移動量を最小にし、元の表土を利用します。

樹林地を開発する場合は、出来る限り樹木の保全を図ります。

盛土による土壌生物や種子への悪影響を最小限にとどめます。

■《水辺とその周辺に生息する多様な生態系の保全》

動植物の生態系に配慮した事業活動を推進します。

適正な照明により、昆虫やその生態系への影響を最小にします。

事業場内にビオトープなどを整備します。

事業場内の樹木の保全や緑化を図ります。

事業場周辺の動植物について、調査や保全に協力します。

<建設業>

調整池を設置する場合は、多自然化を図ります。

■《多様な生物生息空間の復元・回復》

事業場内に小動物の生息環境を確保します。

農地における動植物の生息機能を高めるようにします。

<農業>

無農薬や有機農法など自然体系と共存した農業を推進します。

農薬散布や過剰な施肥による生態系への影響に注意します。

■《貴重な種の保全》

動植物の生息環境に影響を与えないようにします。

環境保全団体などが実施する貴重な種の保護活動などに協力します。

貴重な動植物を知ろう！

- ・日本国内の絶滅の危機にある動植物は、環境省自然保護局生物多様性センターのサイト (www.biodic.go.jp) で調べることができます。
- ・柏市内の希少・貴重な動植物は、次の資料で確認するか環境政策課へお問い合わせください (7167-1695)。

千葉県レッドデータブック (動物編・植物編)

柏市生きもの多様性プラン (p.47～p.54)

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/ecocite/keikaku/jisshikeikaku/p008317.html>

■《特定外来生物対策》

外来生物に関する情報を市などに提供します。

< 商業 >

外来種を販売する際は、在来種との交雑を防ぐよう啓発します。

< 漁業 >

オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物を捕獲したら、放流しないようにします。

特定外来生物とは？

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるとして環境省が指定している生物のこと。
- ・特定外来生物や外来生物を見かけたときの対処法などは、環境省自然環境局のサイト (<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>) で調べることができます。

生活環境

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

- ごみの減量，資源循環の推進
- ごみの適正処理
- 安全な生活環境維持

■《3R(廃棄物の排出抑制，再使用，再生利用)の推進》

環境にやさしい商品を製造・販売します。

廃棄物を適正に処理します。

廃棄物の処理計画を作成し，廃棄物の削減に取り組みます。

使用済みの段ボール箱を再資源化します。

<製造業・建設業>

再利用できない廃棄物の処理委託を行った場合には，マニフェストにより適切に処理します。

<製造業>

使用済み製品の回収体制の整備を進め，部品の再利用を促進します。

自然界で分解される素材を活かした製品を開発・製造します。

<建設業>

再利用が可能な建設副産物などは，有効に利用します。

建設廃材や残土は，減量化・リサイクルに努めます。

建築資材は，再生品や再利用可能なものを利用します。

<商業>

製品の販売時や輸送時の包装・梱包を簡易化します。

宣伝用のチラシは，再生紙を利用します。

自動販売機には，回収容器を設置します。

<運輸業>

物流機材の規格を統一します。

<飲食業>

コンポストや生ごみ処理機の導入に積極的に取り組みます。

<農業>

農業用廃プラスチックをリサイクル又は適正に処理します。

農作物残渣などは，堆肥化などにより適正に処分します。

生ごみの堆肥などを利用した有機栽培を行います。

循環型社会を形成しよう！

循環型社会形成推進基本法において，製品などがごみとなることを抑制すること，また，ごみとする前に，循環資源とし再使用・再利用すること，更に，ごみとなってしまった場合は，適正な処理をすることなどが定められています。

この基本法をもとに，家電製品，自動車，容器包装，建設資材などのリサイクルや廃棄物の適正処理に関する様々な法令が整備されています。

■ 《手賀沼の浄化》

排水の排出基準を遵守します。

水質汚濁物質の排出を抑制します。

< 製造業・飲食業 >

排水処理施設の適切な運転，管理を徹底します。

排水の水質を定期的に測定します。

< 建設業 >

泥水などを適切に処理し，汚濁水を排水しないようにします。

< 農業 >

過剰な施肥や農薬散布による汚濁水の流出を避けます。

■ 《大気汚染対策の推進》

大気汚染物質の排出基準を遵守します。

大気汚染物質の排出を抑制します。

良好な燃料を使用します。

< 製造業・事業場 >

ばい煙発生施設の管理を徹底します。

排出ガスを適正に処理します。

ばい煙濃度などを定期的に測定します。

■ 《有害化学物質の排出抑制》

有害化学物質の使用を抑制し，適正に管理します。

環境ホルモンが含まれる製品を製造・使用しないようにします。

焼却炉を適正に運転し，ダイオキシン類の排出を抑制します。

廃棄物の焼却時には，分別を徹底します。

有害化学物質による汚染が確認された時は，速やかにその情報を公開し，除去対策と原因究明，再発防止対策を実施します。

< 製造業 >

有害化学物質の使用を抑制します。

有害化学物質の適正な使用・管理による環境への漏洩防止を徹底します。

< 建設業 >

有害物質の発生する恐れのある建設材は使用しないようにします。

< 農業 >

農薬や化学肥料の使用は必要最小限にします。

■ 《自然の水循環の確保と増進》

駐車場を透水性舗装にします。

地下水から水道水への転換に努めます。

雨水や中水の利用などに努めます。

< 建設業 >

雨水浸透施設を設置します。

■ 《そのほか生活環境負荷低減の推進》

騒音・振動の発生を防ぎます。

悪臭の発生を防ぎます。

事業活動による地盤沈下に配慮します。

建設工事をするときは近隣住民に配慮します。

設計時に騒音、振動等の発生源の配置を工夫します。

作業時の騒音・振動・悪臭を防止するため、従業員を指導します。

臭気発生物質は、密閉性の高い施設で収納、使用し、排気に当たっては適切に処理します。

地下水の揚水量を抑制します。

輸送時に沿道の騒音や振動を防止するため、積載量や速度の規制を遵守します。

< 製造業 >

騒音・振動の少ない機種を選定します。

< 建設業 >

騒音・振動の少ない建設機械を使用します。

騒音・振動を緩和するために工法上の工夫をします。

工事内容を事前に近隣住民に説明し、理解を得るようにします。

< 運輸業 >

物流施設に出入りする際は、周辺に騒音・振動などの影響を及ぼさないようにします。

< 飲食業・サービス業 >

深夜営業や拡声機による騒音を防止します。

< 飲食業 >

カラオケ騒音を防止します。

< 農業 >

施肥に伴う悪臭の発生は、覆土などにより抑制します。

典型 7 公害

環境基本法において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲に生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭により、人の健康又は生活環境に被害が生じることと定義されています。これらの公害には法令などで規制や基準が定められています。

快適環境

景観や環境資源に親しみ，快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。

- 緑と潤いの創出，景観の向上
- 土地の適正な利活用
- 環境資源の活用

■ 《公園の整備と樹林地の保全・活用》

事業場での緑化に際しては，周辺の緑地との連続性に配慮します。

屋上緑化や壁面緑化に努めます。

憩いの場となるオープンスペースや緑地を確保します。

緑化活動に協力します。

< 建設業 >

既存樹木を活用した土地利用計画を策定します。

■ 《身近な水辺の整備・活用》

事業場内に親水空間を整備するよう配慮します。

< 建設業 >

周辺の環境に配慮した水辺空間を整備します。

水辺の親水性を損なわないようにします。

■ 《農地や里山・里地の活用》

伝統的な環境保全型農業を推進します。

原風景を大切にします。

< 農業 >

市民農園・体験農園の整備・運営に協力します。

里山の景観を保全します。

■ 《都市景観への配慮》

街並みの景観に配慮します。

看板等は，周辺の景観と調和したものを設置します。

空き地を適正に管理します。

< 建設業 >

計画段階から建築物などの色彩・形状などが周辺の景観との調和に努めます。

< 農業 >

里山の景観を保全します。

■ 《環境美化の推進》

事業場，商店街周辺の美化活動を推進します。

ごみゼロ運動など，まちの環境美化活動に参加します。

法律に基づき，ごみを適正に処理します。

空き地を適正に管理します。

< 農業 >

休耕田などを有効に活用します。

景観に配慮しよう！

柏市では、「柏市景観まちづくり条例」を制定、「柏市景観計画」を策定し、柏のより優れた景観を未来の子どもたちへ残すため、地域別のガイドラインや建築物の景観誘導基準を定めています。

地球環境

地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

- 低炭素ライフへの転換
- 低炭素まちづくりの推進
- 適応策を含めた新たな取組の検討・実施

■ 《温室効果ガス排出量の削減》

温室効果ガス排出量の削減を推進します。
屋外照明を適正に使用します。
太陽光などの再生可能エネルギーを利用します。
太陽光発電・太陽熱温水器などを導入します。

■ 《省資源・省エネルギーの推進》

製造過程の省資源化に取り組みます。
業務用施設、空調、ボイラーなどは省エネルギー型のものを導入します。
定期的に事業場のエネルギー使用量を把握します。

< 製造業 >

原材料の減量化を推進します。
安価で修理のできる体制をつくります。
部品の共通規格化など持続的に使用可能な製品を開発します。
製品の長寿命化を推進します。
排熱を再利用します。
省エネルギーのトップランナー方式を導入します。

< 建設業 >

建設機械は、省エネルギー型・低排出ガス型のものを利用します。

< 商業 >

夜間照明の点灯時間を短縮します。

■ 《自動車交通対策の推進》

自動車利用の効率化を図ります。
エコドライブを推進します。
低公害車など環境に負荷の少ない自動車を購入・利用します。
公共交通機関を利用します。
迷惑となる駐車・駐輪はしないようにします。
駐車場・駐輪場を整備します。
共同輸配送などの物流の効率化を進め、多頻度少量配送を見直します。
車両の適切な維持管理を実施します。
ノーカーデーやノーマイカーデーを実施します。
同じ方向に移動するときは相乗りします。

< 製造業・運輸業 >

鉄道・船舶の利用に輸送手段を転換します。

< 運輸業 >

過積載を防止します。

配送システムの情報化・集積化を推進します。

< 商業 >

周辺環境に配慮して駐車場や荷下ろし場などを配置します。

建築物の規模に応じた駐車場・駐輪場を整備します。

■ 《そのほか地球環境保全対策の推進》

フロンを使用している製品については適切に処理します。

熱帯材の使用をできる限り抑制します。

事業者との協働（情報発信と協働）

様々な手段を活用した情報提供・発信・受信するための取組を推進し、関係者間で相互に環境情報を共有します。

- 協働の推進
- 市民との協働
- 事業者との協働
- 民間団体活動の促進

■《市民参加型環境保全事業の推進》

環境保全活動に参加します。
地域の環境保全活動を支援します。

■《市民・事業者による環境を中心としたまちづくりの推進》

環境管理体制を整備します。
具体的な環境行動計画を作成し、実践します。
市民や市に環境行動のノウハウを提供します。
環境マネジメントシステムを導入し、定着させます。

■《市民活動の育成・支援》

社員の環境保全活動への参加について配慮します。

■《市民ネットワークの確立と拠点整備》

環境保全活動を推進する組織をつくります。
環境保全協定を締結します。

環境保全協定を締結しよう！

柏市では、地球環境の保全や公害の防止への取組を推進するため、全ての事業者を対象に環境保全協定の締結をお願いしています。この協定は、環境保全への取組を将来にわたって実施することを柏市と約束していただくものです。

■《学校における環境学習の推進》

校外学習に協力します。
情報の提供、出前授業など環境学習に協力します。

■《地域社会における環境学習の推進》

社員への環境教育を行います。
工場見学など環境学習の場を積極的につくります。

■《環境に関する情報の提供と共有化》

環境に関する情報を収集・提供します。
環境方針や環境報告書、CSRレポートの公表など環境情報を発信します。

■ 《県や近隣市町との連携による環境保全対策の推進》

広域的な環境保全活動を行います。

他の地域や業種の事業者との情報交換や交流・連携の機会を持ちます。

■ 《総合的な環境行政の推進》

環境保全施策の計画立案に参画します。

環境保全施策の運用管理に参画します。

環境保全施策の取組に関心をもって、意見を言います。